

促進協ニュース

発行：座間市基地返還促進等市民連絡協議会 発行日：平成 23 年 2 月 23 日

事務局：座間市秘書室渉外課 046-252-8307 (直通)
http://www.city.zama.kanagawa.jp/

平成 22 年度第 2 回臨時総会を開催 ～市、国との返還跡地利用構想合意を報告～

促進協の第 8 回役員会及び平成 22 年度第 2 回臨時総会を 2 月 2 日に開催しました。総会では、団体選出の役員変更について承認後、市から 1 月 28 日に開催された「キャンプ座間に関する協議会」第 3 回代表幹事会についての概要が報告されました。(詳細裏面)

【内容要旨】

市から、第 3 回代表幹事の協議内容として①市が策定した返還跡地利用構想(下図参照)を基に、今後の跡地利用を進めていくことで国と合意したこと。②国が返還候補地全体の造成工事を行うこと。③基地が所在することによる負担軽減等について、引き続き協議していくこと。等が報告された後、様々な意見が交換されました。



また、市からは、今後、この跡地利用構想の実現に向けて全力で取り組む姿勢が示されました。

陸上自衛隊朝霞駐屯地視察

1 月 20 日に促進協の主要事業である基地関係視察を行いました。今回は、東京都練馬区、埼玉県朝霞市和光市、新座市にまたがって所在する陸上自衛隊の朝霞駐屯地を促進協のメンバー 32 名が訪問しました。



当日は、まず、担当者から東部方面総監部の概要や 2012 年度にキャンプ座間(相模原市域分)に朝霞駐屯地から移駐してくるとされる中央即応集団の主な部隊(※注)の説明を受け、その後、隊員の家族宿舎や広報センターの視察を行いました。また、隊員と同じメニューの昼食をとるなど、陸上自衛隊と中央即応集団司令部等の現況に対する認識を深めた一日となりました。

【※注】中央即応集団の主な部隊

- 司令部及び司令部付隊【朝霞】
 - 第 1 空挺団【習志野】
 - 第 1 ヘリコプター団【木更津】
 - 中央即応連隊【宇都宮】
 - 特殊作戦群【習志野】
 - 中央特殊武器防護隊【大宮】
 - 国際活動教育隊【駒門】
 - 対特殊武器衛生隊【朝霞】等。
- ※【 】内は、駐屯地名

市キャンプ座間返還跡地利用構想

キャンプ座間チャペル・ヒル住宅地区の一部返還(約 5.4 ヘクタール)について、その跡地利用の基本的な考え方として、平成 22 年 12 月 13 日に市が「キャンプ座間返還跡地利用構想」を策定しました。これは、11 月 9 日に受けた座間市基地返還促進委員会からの答申(促進協ニュース第 6 号掲載)を尊重し、これに沿った形で市の利用構想としてまとめたものです。この利用構想のコンセプトは「スポーツと健康の森」で、既存の市民体育館と大坂台公園との一体性を持った活用を意図しています。具体的には、返還跡地に病院、公園、陸上自衛隊家族宿舎を位置づけるとともに、地区内を病院誘致ゾーン、公園ゾーン、陸上自衛隊家族宿舎建設ゾーンに区分し、市の財政負担を極小にする中で、有効活用していく方針を定めています。また、この利用構想については、国との協議を経て、チャペル・ヒル住宅地区の一部返還に必要な諸手続きを国が行い、日米合同委員会で返還が合意された後、具体的な推進を図っていくこととしています。



キャンプ座間に関する協議会報告

第3回代表幹事会（まとめ）

- 1 日時 平成23年1月28日（金）10:30～11:30 2 場所 防衛省
- 3 出席者 防衛省 : 井上地方協力局長、深山南関東防衛局長、平栗陸上幕僚監部施設課長
座間市 : 遠藤市長、長谷川市議会議長、渡辺市基地返還促進等市民連絡協議会副会長
神奈川県 : 古尾谷副知事

4 会議の概要

① キャンプ座間に関する協議会運営要領の改正

平成22年4月の神奈川県組織再編に伴うキャンプ座間に関する協議会運営要領の改正案について協議を行い、改正案どおり改正することとした。

② 第4回から第8回までの幹事会での協議内容の報告

第4回から第8回までの幹事会での協議内容を報告した。

③ 負担軽減策の具体化

防衛省から、昨年12月に開催された第8回幹事会において、座間市の利用構想をお預かりし確認させていただいたこと、また、この中で陸自家族宿舎建設について位置づけていただき、ご理解をいただいたことについて、謝意が示された。また、座間市から求められた「更なる負担軽減策」について、「返還候補地は、かなり起伏が激しい土地であり、宿舎建設区域のみならず、返還候補地全体の土の切り盛り等を考慮した中で造成を行うこととしたい。これにより、座間市の財政的負担の軽減に資することができると思う。」との説明を行った。これに対し、座間市から、「只今の造成工事については、隣接する大坂台公園及び市民体育館の例から市が施工する場合は約2～3億円程度の費用を要するものと想定され、市にとっても大きな意味を持つ財政負担の軽減策であると受け止めているので、対応いただきたい。」との発言があった。更に、座間市から、「具体的な造成工事を含めて、今回の返還に係わるスケジュールは、どのようになっているのか。」「陸上自衛隊家族宿舎の規模と棟数などの具体的内容が示されるのは、いつごろになるのか。」との発言があった。これに対し、防衛省から、「返還については、今後、陸自と座間市の跡地利用構想を踏まえて、米側と調整する必要がある。米側との調整においては、日本側からの提案、米側における検討、米側からの条件提示等を経て、日米合同委員会において基本合意を行い、その後、仮に条件工事等があれば当該条件工事等も必要になる。したがって、返還のスケジュールについて、現時点で確たることは申し上げられないが、防衛省としても陸自家族宿舎の建設を急ぎたいと考えていることもあるので、できるだけ短い期間で日米合同委員会において返還に関する基本合意を行うよう努力する。」「宿舎については、約2分の1の敷地に約250戸を建設させていただきたいと考えている。しかし、宿舎の規模や棟数などについては、設計を行う必要があり、現時点で具体的内容を示すことは困難であるので、設計を実施後、具体的にお示ししたい。」との説明があった。また、座間市から、「病院誘致を位置づけた利用構想の実現に向けて、今後ともご協力いただきたい。」との発言があった。これに対し、防衛省から、「財務省においては、「新成長戦略における国有財産の有効活用」の枠組みを病院にも適用できる通達改正を昨年12月に行ったところであるが、防衛省としては、引き続き、返還国有財産の座間市利用に当たり、積極的に協力していく。」との発言があった。

以上の協議、意見交換の上、座間市から提示された利用構想に基づき、チャペル・ヒル住宅地区の返還跡地利用を進めていくことで本協議会として意見が一致した。続いて防衛省から、「今後は、座間市から提示された利用構想を基本として、防衛省と在日米軍との間で具体的な返還に係る調整を行い、陸上自衛隊の家族宿舎の建設に関し設計を実施し、さらにその後、造成工事に入りたいと考えているので、ご理解願いたい。また、防衛省と座間市と財務省との間で返還後の土地の処分に係る調整についても合わせて実施していきたいと考えている。」との説明があった。これに対し、座間市から、「一連の協議の中で国の誠意ある対応を評価しているところであり、特に、昨年12月に財務省が「新成長戦略における国有地の有効活用」の新たな枠組みとして、病院用地の転貸を可能とする通達を出していただいたことに大変感謝している。」「今後とも国として積極的な協力をいただくとともに、具体的な造成工事や建設工事に着手する際は、市と良く協議、調整していただきたい。」との発言があった。これに対し、防衛省から、「今後、具体的な造成工事に着手する際には、座間市と十分に協議、調整させていただく。」「返還国有財産の座間市利用に当たり、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく措置を含め、積極的に協力していく。」との説明があった。更に、座間市から、「返還候補地の利用構想については、ここで意見の一致を見たが、キャンプ座間においては、水道施設の返還等の課題も残っており、今後とも、それらの課題の解決に向けて努力いただきたい。」「さらには、基地が存在することによる座間市及び座間市民の負担軽減策についても引き続き検討いただきたい。」との発言があった。これに対し、防衛省から、「キャンプ座間においては、さまざまな課題があることは承知しており、これら課題も含め、座間市及び座間市民の負担軽減策について、幹事会等の場で、引き続き協議をしてまいりたい。」との発言があった。